

こんにちは、只今 紹介いただきました羽田野弘美です。

平成 25 年 2 月 8 日、当時 19 歳の息子は大分市内の公園で 男女 6 人の大人数の少年たちから集団暴行を加えられ命を奪われました。その前日の 2 月 7 日の夕方 家を出た息子は 4 年 9 ヶ月たった今も二度と私のもとへ戻ることはありません。

息子は当時 県内の私立高校を卒業後 自宅近くのホテルに就職し働いていました。

それは息子の「地元で働きたい。そして家族を支えたい」という思いからでした。

長男である息子は母子家庭の私にとって良き相談相手であり良き理解者でした。

この子の他に 3 人の弟妹がおりますが、幼い下の子たちの面倒をよくみってくれる優しいお兄ちゃんでした。

高校生の時には児童クラブへのお迎えに行ってくれたり、学校の授業で作ったお菓子を私の分、弟・妹の分と持ち帰ってくれたりと高校生の男の子だと照れくさい、と思うようなことも嫌な顔一つせず、忙しい私を気遣って手伝ってくれていました。

いつも家族を思い、家族のために動いてくれる頼れる息子でした。

それは友達においても例外でなく多くの友達に囲まれ 我が家には いつも息子の友達が来ていて賑やかでした。

事件当日、職場に警察から連絡があるまで 事件のことは全く知りませんでした。知らせを受けた私は、とにかく息子に会いたい一心でしたが、再度警察から連絡があるまで待たなければなりませんでした。

司法解剖が終わるまで 息子に会うこともできず やっと会え 顔を見た瞬間 その残忍さは 母親の私には一体何が起きているのか理解できず、ただ気が遠くなる感情を抑え、その場に居ることがやっとでした。その後、警察から被害者支援センターを紹介してもらい、それから弁護士を紹介してもらったり、裁判所へ送迎してもらったりなど、支援を受けることができました。

あの日から 4 年と 9 ヶ月、今でも長男の帰りを待ち続ける私があります。

この優しい子が… なぜ こんな目に遭わされなければならなかったのか…

事件当日、「彼女を送る」と言って出かけた息子を待ち受けていたのは、この彼女の友達を含む 6 人の少年たちでした。

息子は2時間にわたり 暴行を加えられ命を落としました。

裁判では主犯格の3人の少年については、逆送致され刑事裁判になり 1人は4年以上7年以下、2人は5年以上9年以下の刑が言い渡され、現在服役中です。

のこる3人については少年審判で、1人は比較的長期、2人は相当長期と言い渡され少年院送致になり、現在は 3人とも仮退院中です。

今日は、

- ① 少年審判について
- ② 刑事裁判について
- ③ そしてマスコミ報道について
- ④ 遺された弟妹の支援について

思うところを述べさせていただきたいと思います。

まず少年審判について

少年審判が 始まる前に弁護士の先生から 被害者側からは 意見陳述はできても 加害者たちに直接言いたいことがあっても言えないし反論もできないそして加害者の 顔を見ることさえできないと聞いて驚きました。

私の大事な息子の命を奪った加害者たちの顔すら見られずに意見すら言えないことに憤りを感じました

加害者側が入廷した後に 私たちが入るという形で始まり 退廷の時は 私たち遺族側が退廷してから加害者側が退廷するというものでした。

審判の間も 加害者や親の声もほとんど聞こえない状況で 「聞こえない」と言っても

「マイクに近づいて大きな声で」と言うだけで 全くと言っていいほど変わりませんでした。

ようやく 最後の一人になって マイクをガムテープでこれでもかというくらい台に固定していましたが、加害者たちの声は 聞こえづらいまま 審判が終了してしまいました。

この審判については、 後日審判の内容を 裁判所から郵送するというように聞いていましたが、いつまで経っても送られて来ませんでした。弁護士の先生にお願いして催促しましたが それでも送ってはきませんでした。弁護士の先生が何度も催促して やっと書記官が作成したというものが届きましたが、あまりにもヒドイものでした。

その内容は、加害者の親が 私たちに謝罪の言葉を言ったように記載されていましたが、その親は 私たちの前では 一言も言葉を発することはなかったのです。他にもいくつか 実際とは相異なる点は何ヶ所か ありました。その時 聞いたのは、刑事裁判とは違い 審判中の内容は、録音などしないということでした。被害者の尊厳が守られる審判であるならば、少年審判でも録音もしくは録画するべきだと思いました。そうすれば、事実に基づいた内容の書面作成ができ 今後 私たち遺族のように不快な気持ちを拭えない遺族は減ってくるのではないのでしょうか？

刑事裁判でも あり得ないというか 信じられないことがありました。加害者たちが未成年という理由で 公判中は 加害者にもその親にも遮蔽がされたのです。このことは 裁判長の判断で決定されるということでした。私たち遺族が 弁護士の先生を通して希望した 「遮蔽なしで」という願いは聞き入れてもらえませんでした。矛盾すべきは、被害者である私のほうは 傍聴席から丸見え状態だったということでした。少年法とは何なのかと思わずにはいられませんでした。

後日 息子の事件と同じような事件の遺族と知人を通じて繋がることができました。その方は 私の息子と同じように未成年たちの集団暴行により息子さんの命を奪われた方でした。その方の裁判では 未成年であっても公判中 加害者及び親に対して遮蔽はされなかったそうです。遮蔽の制度について、地域でのバラツキがあることが分かり、全国の裁判所でバラツキをなくし統一はできないのかと その方と話をしました。未成年であろうが 殺人という犯した罪は 大罪です。それ相応の対応をしてもらいたいと強く思います。

その時の裁判長自身 公判中 目を閉じ 天を仰いだり 体を前後に揺らしたりと終始落ち着きのない態度だったので とても不愉快でなりませんでした。

加害者たちには、将来があるから などという言葉は 不適切だと思います。私の息子にだって将来はあったのです、それを自分たちの身勝手さから 殺人まで犯した加害者たちを擁護するような法律は改善されなくてはならないと思います。

次にマスコミ関係者そして報道についてです。

公判の中で 記者席に座る報道関係者にも大きな疑問を感じました。息子の命の尊厳を守り抜くための大切な裁判で 居眠りをしている記者が毎回いたので

す。この人たちは ここに何をしに来ているのだろう、居眠りするなら いないほうが良いと思いましたが、裁判長が注意するかと思えば それもしないのにも呆れてしまいました。

裁判所とは こういういい加減な所なのかと思いましたが。裁判員の方たちは 皆さん忙しい中 来てくれているのに とても申し訳ない気持ちでいっぱいになりました。

また事件当日の報道について、後で わかったことですが、朝のニュースで息子の写真や名前が幾度となく放送されインターネットでも息子のことが流れていたそうです。

しかし加害者たちのことは 顔や名前すら 少年法なるものに守られ放送されなかったのです。

私の息子も 加害者同様 未成年なのに あまりの扱いに憤りを覚えました。警察の方は 写真を提供してないと言っていましたが、報道関係者たちは どうやって息子の写真などを入手したのでしょうか。

なぜ 息子の情報だけを公開するのでしょうか。被害者である息子の情報を公開するなら当然加害者たちの情報も公開すべきだと思いましたが。

自宅にも報道関係者が取材に来ました。そのことを弁護士に話すと 報道各社に今後の取材拒否の内容を FAX して下さり 自宅にも来なくなりました。

私たちの知らないところで、マスコミの力により息子の情報が公に出してしまう怖さを思い知らされました。

それは今もトラウマとなり、私の心は癒えることはありません。

次に残された弟妹の支援についてです

初めてこのハートバンドに参加させてもらった時の分科会で会った方に 事件当初から今まで 幼い子供さんたちのサポートしてもらいましたか と聞かれ、私の記憶では子供たちへのサポートは何一つ無かったことを話すと 驚かされていました。その方の所では きちんとサポートしてくれるようになっているというのです。

その時 時間がなくて 詳しい内容を聞きそびれてしまいましたが、大分にもそういうサポートがあれば 子どもたちにさみしい思いをさせずにすんだのではないかと思います。

この世に生まれてきた大切な一人の命は、多くの人たちの希望であり喜びであり宝物です。時には叱咤激励し、一緒に泣いたり笑ったり、見守りながらまた

支えあいながら、ともに生きていきます。その当たり前の生活はずっとずっと続いていくものだと思っていた。どんな形でも、亡くなっていい命などあるはずがありません。できることなら、4年9ヶ月前に戻り息子を返してほしいです。

あの日を境に私と残された3人の子供たちの生き方は大きく変わってしまいました。

頼りにしていた長男を失った私は、以前と出勤時間は変わりませんが、残業することが多くなり帰宅時間が遅い日が増え、下の子二人でお留守番させるようになりました。そして、県外への就職希望していた次男は、家族を思い、県内で就職をしてくれ、大切な優しいお兄ちゃんを失った幼い弟妹は、悲しさを口にするのではなく、弟妹だけで留守番をすることが多くなりました。

これから先この子供たちを一人前に育て上げなければならないことを思うと、長男を理不尽な形で亡くした親として、お兄ちゃんをなくした幼い子供たちにどのようにかかわっていけばいいのかと、戸惑うことが多いです。

今後、私の息子のような事件が起きてはならないのですが、もしも万が一起きた場合、全国自治体において充実した支援が素早く提供されるなら、被害者やその遺族はどんなに救われることでしょうか。犯罪の加害者も被害者も生まれないうことを祈りながら、また犯罪の被害者や遺された遺族に早い時期に平穏な日々が訪れることを祈りつつ、私の講演を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。